

今月の税務トピックス

(所得税の確定申告書の記載事項等の簡素化)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

その年につき個人の確定申告義務がある場合には、その翌年2月16日から3月15日までの期間において、税務署長に対し、個別の所得控除に関する事項その他の事項を記載した「確定申告書」を提出することとされています。また、所得税の確定申告書等においては、課税対象となる各種所得の金額などの金額の確認等のため、源泉徴収票等の書類を添付することとされています。

令和元年度（平成31年度）税制改正では、納税者の申告等の手続きを簡素化するため、所得税の「確定申告書」の記載事項及び添付書類等の簡素化が行われました。本稿では、その概要と実務上の留意点について解説することとします。

I 所得税の「確定申告書」の記載事項の簡素化

その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が確定申告書を提出する場合には、その確定申告書の記載事項のうち、その年末調整で適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額とが同額であるときにおけるこれらの所得控除に関する事項については、その年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計額の記載によることが可能とされました（所法120①、同法122①③、同法125④、同法127④）。

この場合において、確定申告で適用を受ける所得控除の額のうち年末調整で適用を受けた所得控除の額と同額である所得控除については、その内訳の記載を要しないこととされ、その額の記載によることができます（所規48②）。

II 添付書類不要とされる書類

所得税の確定申告書を提出する際、他の添付書類及び行政機関間の情報連携等で記載事項の確認ができるものは、確定申告書等に添付し又は確定申告書等の提出の際提示することを要しないこととされました。

具体的に添付書類不要とされる書類は、次に掲げるとおりとされます（所法120③、同法122③、同法123③、同法125④、同法127④）。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の

支払通知書

- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

III 適用関係

1 所得税の「確定申告書」の記載事項の簡素化

前述した1の改正は、平成31年4月1日以後に平成31年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用され、平成31年4月1日以前に確定申告書を提出した場合又は平成31年4月1日以後に平成30年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例によります（平成31年度改正法附則6①）。

2 源泉徴収票等の添付不要化

前述した2の改正は、平成31年4月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用され、同日前に確定申告書を提出した場合については、なお従前の例によります（平成31年度改正法附則6②）。

おわりに

医療費控除のみの適用を受けるために還付申告を行う多くのサラリーマンにとっては、記載事項及び添付書類等の手続きの簡素化は朗報でしょう。

令和2年度税制改正案では、被保険者（納税者）がマイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができるよう審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）が提供するデータ及び医療費通知を印刷した書面（QR証明書）が確定申告の添付書類に追加され、更なる医療費控除の申告手続きの簡素化が行われるそうです。令和2年度税制改正案における医療費控除の申告手続きの簡素化は、平成3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用される予定とされています。

「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。